

山ノ内町道路占用等許可事務取扱要領

(主旨)

第1条 この要領は、町が管理する町道について、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による占用許可及び占用工事、並びに道路掘り返し許可及び道路掘り返し工事に関する事務の取扱いについて、山ノ内町道路占用規則（昭和37年山ノ内町規則第5号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請の審査)

第2条 町長は、道路占用許可申請者（以下「道路占用申請者」という。）から道路占用許可申請書（様式第1号。以下「道路占用申請書」という。）を受理した場合においては、次の審査を行うものとする。

- (1) 道路占用申請書に地元関係者（区長・惣代）の同意書（様式第2号）等の書類が添付されているかの審査（上水道及び下水道に係る道路占用許可申請の場合は地元関係者の同意書は省略できる。）
- (2) 占用物等の構造が、次条に定める道路占用許可基準に適合しているか否かの審査
- (3) 占用工事の実施方法及び実施期間が適当であるか否かの審査
- (4) 道路の掘り返し規制に適合しているか否かの審査
- (5) その他必要とする審査

2 町長は、道路掘り返し許可申請者（以下「掘り返し申請者」という。）から道路掘り返し許可申請書（様式第3号）を受理した場合においては、前項に準ずるものとする。

(許可基準)

第3条 道路占用許可基準は、長野県道路占用許可基準に準ずるものとする。ただし、路盤の構造は、原則として山ノ内町町道認定要綱（平成3年山ノ内町告示第17号）によるものとする。

2 道路掘り返し規制基準は、長野県道路の掘り返し規制の指導指針に準ずるものとする。

(許可等)

第4条 町長は、道路占用又は道路掘り返し許可を行う場合、道路の構造の保全、交通の危険防止等のため、必要な条件を付することができる。

2 町長は、道路占用許可を行った場合においては、道路占用許可書（様式第4号）により道路占用申請者に通知するものとする。

3 町長は、道路掘り返し許可を行う場合においては、道路掘り返し許可書（様式第5号）により掘り返し申請者に通知するものとする。

(道路の通行制限)

第5条 道路占用の許可を受けた者及び道路掘り返しの許可を受けた者（以下「道路占用許可者等」という。）は、道路占用工事及び道路掘り返し工事（以下「道路占用工事等」という。）に伴い町道の通行制限が必要となるときは、道路通行制限願を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(道路使用許可)

第6条 道路占用許可者等は、道路占用工事等を行う場合、道路使用許可申請書を中野警察署長に提出し、許可を受けなければならない。

(工事の完了)

第7条 道路占用許可者等は、道路占用工事等の仮復旧工事又は本復旧工事が完了したときは、そ

れぞれ道路占用工事（仮・本復旧）完了届・道路掘り返し（仮・本復旧）完了届（様式第6号）及び工事写真を町長に提出しなければならない。

（工事完了の確認）

第8条 町長は、道路占用工事本復旧完了届又は道路掘り返し本復旧完了届を受理した後、速やかに道路占用工事等について、道路占用工事等完了検査調書（様式第7号）により検査をするものとする。

2 道路占用許可者等は、検査の結果、町長から工事の手直し等の指示を受けたときは、その指示に従い必要な措置を講じたうえで、道路占用（掘り返し）工事手直し完了届（様式第8号）を提出し、再度確認を受けなければならない。なお、手直し工事に伴う許可申請については、第5条及び第6条に準ずるものとする。

（維持修繕及び管理責任）

第9条 道路占用工事等における工事現場の維持修繕及び占用箇所の管理責任については、次によるものとする。

(1) 道路占用工事等の着手から本復旧工事の完了検査終了までの期間は、道路占用許可者等の責任において管理する。

(2) 本復旧工事は、仮復旧工事の完了届提出後、原則として2ヶ月間自然転圧を行い、圧密沈下を確認のうえ、町長の指示を受け実施しなければならない。ただし、本復旧工事の時期が11月から翌年の3月にかかる場合には、原則として翌年の4月以降に行うこととする。

(3) 本復旧工事完了検査日から2年間は保証期間とし、占用者の責により、陥没・不陸・亀裂等があった場合、道路占用許可者等は直ちに手直しをしなければならない。

（住所及び名義人の変更）

第10条 道路占用許可者等は、住所又は名義人若しくは名称を変更した場合には、その変更の日から30日以内に住所・名義人等変更届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（廃止届）

第11条 道路占用許可者等は、占用物の廃止をした場合には、その廃止の日から30日以内に道路占用廃止届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 道路占用を廃止する場合には、原則として占用物件は撤去しなければならない。なお撤去する場合は、山ノ内町道路占用等許可事務取扱要領の手続によらなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	山ノ内町指令第	号
			平成	年

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住 所

申請者 氏 名

㊞

担当者

電 話

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場 所				行政 区名
占用物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	平成	年	月	日から	占用物件 の構造
	平成	年	月	日まで	
工事の期間	平成	年	月	日から	工事实施 の方法
	平成	年	月	日まで	
道路の 復旧方法				添付書類	直営・請負 (業者名)
備考					

- 1 「許可申請・協議」、「第32条・第35条」、「許可を申請・協議」、「車道・歩道・その他」、「直営・請負」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「新規・更新・変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には地番まで記載すること。占用が2つ以上の地番にわたる場合には、起点・終点を記載すること。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所・物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付し、その書類名を記載すること。(写真・位置図・公図・平面図・断面図・構造図等)
- 7 地元関係者(区長、惣代)の同意書を添付すること。
- 8 申請書は2部提出すること。

同意書

平成 年 月 日

氏名



下記の道路占用について、地元として同意します。

記

1 申請者

2 占用目的

3 占用場所 (路線名)

(場所)

4 占用物件

5 占用期間 許可の日から

道路掘り返し許可申請書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

㊟

下記のとおり掘り返したいので許可してください。

記

1 道路掘り返しの目的	
2 道路掘り返しの場所	路線名 町道 線 山ノ内町大字 番地
3 埋設工作物又は施設の構造	
4 工事の実施方法	直営 ・ 請負 (業者名：)
5 工事の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
6 道路の復旧方法	
備考	

※添付書類

①位置図 ②平面図 ③横断面図 ④その他工作物又は施設の構造等の図面

様

平成 年 月 日付けで申請のありました道路占用を下記のとおり許可します。ただし、別記の許可条件を遵守してください。

平成 年 月 日

山ノ内町長 竹 節 義 孝

記

占用の目的			
路線名			
占用の場所			
占用の物件			
占用の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		年更新
工事の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
占用料 (年額)	円	内訳	
摘要			
<small>この道路占用許可について不服あるときは、行政不服審査法（及び道路法第96条第2項）の定めるところにより、この許可書を受取った日の翌日から起算して60日以内、長野県庁に対して審査請求することができます。（山ノ内町長に対して異議申し立てをすることもできます。） なお、この許可書を受取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなります。 また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6ヶ月以内、山ノ内町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、この処分を受取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</small>			

許可条件

- 1 この占用に伴う工事を施工する場合は、山ノ内町長（以下「町長」という。）の指示を受けること。
- 2 道路工事をする場合、中野警察署長の道路使用許可を受けて、その指示に従うこと。
- 3 交通制限の措置を必要とする場合は、10日前までに町長あて「通行制限願」を提出し承認を得ること。
- 4 掘削後の埋め戻しは、一層30cm(路床部にあつては20cm)以下ごとにランマー等にて入念に突き固めること。
- 5 占用物件保護のため、埋設管直上0.3mの位置に所定の明示シートを敷設しなければならない。
- 6 工事が完了したときは、ただちに仮復旧を行い、原則として2ヶ月経過後すみやかに本復旧を行うこと。ただし、本復旧工事の時期が11月から翌年の3月にかかる場合には、原則として翌年の4月以降に行うこととする。
- 7 本復旧は、影響幅30cm以上とり、表層、上層路盤について復旧すること。
- 8 復旧に要する費用は、申請者が負担すること。
- 9 仮復旧工事及び本復旧工事が完了したときは、それぞれ道路占用工事（仮復旧・本復旧）完了届及び完了届記載の写真を町長に提出すること。
- 10 既設境界標等の保存に留意し、紛失又は損傷した場合は責任をもって復旧すること。
- 11 本復旧工事完了検査日から2カ年は保証期間とし、占用者の責による舗装の陥没・不陸・亀裂等があった場合は、直ちに手直しをしなければならない。
- 12 この占用により道路及び付属物を損傷したときは、町長の指示どおり、占用者の負担によりすみやかに修理しなければならない。
- 13 占用者が道路法及び命令、条例等に定める事項に違反し、又は実行しない場合には、この占用についての許可を取消し、もしくは工作物の撤去、又は移転等を勧告することがある。この場合占用者は直ちに勧告に従うはもちろん、これに伴う補償を要求することができない。
- 14 工事の施工により温泉源に支障のおそれのあるときは、直ちに中止の勧告をするが、この場合も前項に準ずる。
- 15 占用工事にあたり、既存地下埋設物等使用者と立ち会うなど危険防止に必要な措置を講ずること。
- 16 占用者は、占用物件の設置又は管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。
- 17 公共事業の実施にあたり占用が不適當であり、又は支障になるときは、この占用を解除する。この場合直ちに工作物の撤去又は移転を行うこととし、この費用は占用者の負担とする。
- 18 占用内容（住所・氏名・占用物件）に変更が生じた場合は、変更の日から30日以内に町長に届け出ること。
- 19 道路占用料（料金）は、山ノ内町道路占用料徴収条例（昭和49年3月31日条例第10号）第2条に定める別表が改正となった場合は、その額とする。
- 20 この占用物件の維持管理は占用者の責任により行い、道路の支障とならないようにしなければならない。
- 21 工事中及び仮復旧後本復旧まで、適切なる維持管理を行い、この工事に起因する事故については、申請者が責任を負わなければならない。
- 22 占用者は、占用を廃止したときは、廃止の日から30日以内に「道路占用廃止届」を町長に提出しなければならない。この場合、占用物件は原則として撤去すること。

様

平成 年 月 日付で申請のあった道路掘り返し許可申請について、別記の条件を付し許可する。

平成 年 月 日

山ノ内町長 竹 節 義 孝

記

道路掘り返しの目的	
道路掘り返しの場所	路線名 町道 線 山ノ内町大字 番地
埋設工作物又は施設の構造	
工事の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

許可条件

- 1 この掘り返し工事を施工する場合は、山ノ内町長（以下「町長」という。）の指示を受けること。
- 2 道路工事をする場合、中野警察署長の道路使用許可を受けて、その指示に従うこと。
- 3 交通制限の措置を必要とする場合は、10日前までに町長あて「通行制限願」を提出し承認を得ること。
- 4 掘削後の埋め戻しは、一層30cm(路床部にあっては20cm)以下ごとにランマー等にて入念に突き固めること。
- 5 占用物件保護のため、埋設管直上0.3mの位置に所定の明示シートを敷設しなければならない。
- 6 工事が完了したときは、ただちに仮復旧を行い、2ヶ月経過後すみやかに本復旧を行うこと。ただし、本復旧工事の時期が11月から翌年の3月にかかる場合には、原則として翌年の4月以降に行うこととする。
- 7 本復旧は、影響幅30cm以上とり、表層、上層路盤について復旧すること。
- 8 復旧に要する費用は、申請者が負担すること。
- 9 仮復旧工事及び本復旧工事が完了したときは、それぞれ道路掘り返し（仮復旧・本復旧）完了届及び完了届記載の写真を町長に提出すること。
- 10 既設境界標等の保存に留意し、紛失又は損傷した場合は責任をもって復旧すること。
- 11 本復旧工事完了検査日から2カ年は保証期間とし、占有者の責による舗装の陥没・不陸・亀裂等があった場合は、直ちに手直しをしなければならない。
- 12 この掘り返しにより道路及び付属物を損傷したときは、町長の指示どおり、申請者の負担によりすみやかに修理しなければならない。
- 13 工事の施工により温泉源に支障のおそれのあるときは、直ちに中止の勧告をするが、この場合も申請者は直ちに勧告に従うはもちろん、これに伴う補償を要求することができない。
- 14 申請者は、物件の設置又は管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。
- 15 掘り返し工事にあたり、既存地下埋設物等使用者と立会うなど事故防止に必要な措置を講ずること。
- 16 工事中及び仮復旧後本復旧まで、適切なる維持管理を行い、この工事に起因する事故については、申請者が責任を負わなければならない。

道路占用工事 (仮・本復旧) 完了届
道路掘り返し (仮・本復旧) 完了届

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

印

平成 年 月 日付け山ノ内町指令第 号で許可を受けた道路占用 (掘り返し) 工事 (仮・本復旧) が完了したので届け出ます。

1 占用 (掘り返し) の目的		
2 占用 (掘り返し) 工事の場所	路線名	
	場 所	延長 m
3 占用物件又は埋設工作物等		
4 仮復旧工事の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日まで	
5 仮復旧完了届	平成 年 月 日	
6 本復旧工事の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日まで	
7 本復旧完了届	平成 年 月 日	
8 請負業者及び現場責任者	施工業者名	
	現場責任者	

添付書類

仮復旧 : 着工前、仮復旧完了写真、施工状況及び占用物件の埋設状況等写真等
本復旧 : 着工前、本復旧完了写真、施工状況等写真等

道路占用工事等完了検査調書

平成 年 月 日付けで本復旧完了届が提出された道路占用(掘り返し)工事の完了検査結果は下記のとおりです。

記

1 占用(掘り返し)の目的			
2 占用(掘り返し)の場所	路線名 場 所		
3 占用(掘り返し)工事の期間	仮復旧工事 平成 年 月 日～平成 年 月 日 まで 本復旧工事 平成 年 月 日～平成 年 月 日 まで		
4 許可番号及び年月日	平成 年 月 日 付 山ノ内町指令第 号		
5 施工業者名	電話 — —		
6 現場責任者氏名	電話 — —		
7 占用(掘り返し)工事仮復旧完了届年月日	平成 年 月 日	8 占用(掘り返し)工事本復旧完了届年月日	平成 年 月 日
9 検査年月日	平成 年 月 日		
10 検査結果			
11 申請者住所氏名(法人名)		12 検査員	

道路占用（掘り返し）工事手直し完了届

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で指示のありました事項については、完了しましたので届け出ます。

1 占用（掘り返し）の目的		
2 占用（掘り返し）の場所	路線名	
	場 所	延長 m
3 手直し工事の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日まで 日間	
4 手直し工事の内容		
5 工事担当監督員	TEL	
6 請負業者及び現場責任者	施工業者名	
	現場責任者	TEL

住所・名義人変更届

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

(変更前) 住所

氏名

㊟

(変更後) 住所

氏名

㊟

下記の占有物件について、占有者の住所・名義人を変更しましたのでお届けします。

記

1 町道名

2 箇所

3 占有物件

道路占用廃止届

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

平成 年 月 日付山ノ内町指令第 号で許可のありました下記道路占用を
により廃止しました。

記

1 占用箇所	路線名 町道 線
	山ノ内町大字 番地
2 占用目的	
3 占用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
4 構造及び規模	
5 廃止の時期	平成 年 月 日
6 復旧方法	